



令和6年5月29日
大分県生活環境部
食品・生活衛生課発表

ノロウイルス食中毒特別注意報の発令について

本日、ノロウイルス食中毒特別注意報を発令しました。

当県では、ノロウイルスを原因とする食中毒を未然に防止するため、ノロウイルス食中毒注意報を発令しています。令和5年度は、発令基準に基づき令和6年1月24日から令和6年3月31日までを注意報継続期間としておりましたが、再び感染性胃腸炎患者(ノロウイルス保菌者等)が急増し、発令基準を超えたことから、本日ノロウイルス食中毒特別注意報を発令します。

ノロウイルス食中毒を起こさないためには、自身の健康管理を徹底し、体調の悪いときは調理をしないことや、手洗いを入念に行い、食品の取扱いに十分気をつけることが重要です。

また当課では、食品衛生に関する情報提供、注意喚起を行うため、下記のとおり、県民に広く注意を呼びかけていくこととしていますので、食中毒注意報発令時の広報について、ご協力をお願いします。

記

- 1 発令期間 令和6年5月29日から令和6年6月30日まで
- 2 発令周知方法
 - ・ 県民安全・安心メール
 - ・ 県政記者室にお知らせ
 - ・ FAX
 - ・ ホームページ、Facebook

(ノロウイルス食中毒注意報)

<https://www.pref.oita.jp/site/suishin/noro.html>

(ノロウイルス食中毒に注意しましょう)

<https://www.pref.oita.jp/site/suishin/norovirus.html>

(食中毒と予防法)

<https://www.pref.oita.jp/site/suishin/yobou.html>

(Facebook)

<https://www.facebook.com/oita.shokuhin>

食品・生活衛生課
食品衛生班 若松、白石
Tel: 097-506-3050/3051
Fax: 097-506-1743
E-mail: a13910@pref.oita.lg.jp